

証券コード 442A
2026年1月14日
電子提供措置の開始日 2026年1月7日

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目5番12号

クラシコ株式会社

代表取締役
社長 大和新

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年1月28日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきとお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://classico.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IRライブラリ」の「株主総会関連資料」を選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クラシコ」又は「コード」に当社証券コード「442A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前11時

2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目5番12号 パークサイドシックス201

3. 目的事項

報告事項 第17期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬決定の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

事業報告

(2024年11月1日から
2025年10月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、「医療現場に、感性を。」というミッションのもと、医療現場で働く医師や看護師などの医療従事者に対し、白衣・スクラブ(上下分かれた医療ウェア)、患者衣及び周辺小物等のメディカルアパレル商品の企画、開発及び販売を行っております。医療従事者が誇りを持ち、モチベーションを高く保ちながら、高いパフォーマンスで働くよう、当社は、メディカルアパレルを機能重視の支給品からプロ意識を表現するファッションへと進化させ、こだわり抜いたものづくりを通じて、耐久性、着心地、機能性、そして美しさを高次元で兼ね備えたメディカルアパレルを提供しています。

当事業年度におけるわが国経済は、民間企業の設備投資や個人消費が底堅さを維持し緩やかな回復基調が見られましたが、米国の関税措置影響の顕現化に加え、不安定な国際情勢や資源価格の動向、円安の進行などによる景気の下振れリスクがあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

そのような環境の下、人口動態変化による医療・介護需要に伴う医療人口の増加や感染防止のための医療用アパレルの一人当たりの必要枚数の増加により国内及び海外メディカルアパレルの需要は増加傾向にあります。

当事業年度においては、株式会社エランと共同開発した患者衣「lifte」の認知度が上がり、導入施設からの評判も高く需要が伸びたことにより新規導入が伸長した点や国内ECにおいて新規顧客層の獲得や集客数の最大化による売上成長の加速に向け、広告媒体への積極投資や販促施策の強化を行いました。加えて、2024年11月からマレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール及び香港の海外5つの国と地域向け公式オンラインストアをオープンし、海外展開を加速させました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,631,916千円（前年同期比17.7%増）、営業利益は164,981千円（前年同期比151.7%増）、経常利益は138,632千円（前年同期比154.0%増）、当期純利益は169,892千円（前年同期比499.1%増）となりました。

なお、当社の事業は、メディカルアパレル事業の单一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は14,365千円であります。その主な内容は、本社オフィスの改修、備品の購入及びシステム開発であります。

(3) 資金調達の状況

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2025年2月7日に第三者割当増資による新株式を発行し、これにより504,848千円を調達いたしました。また、2025年4月7日に第三者割当増資による新株式を発行し、これにより4,614千円を調達いたしました。

(当座貸越契約、貸出コミットメント契約及び長期借入金)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当事業年度においては取引銀行2行と当座貸越契約、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る実行残高は100,000千円です。また、運転資金を目的として長期借入金380,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 継続的な新商品開発

当社は、「医療現場に、感性を。」をミッションとして掲げ、創業よりデザイン性と着心地にこだわった白衣やスクラブ等の医療用アパレルの提供を行っており、持続的な企業価値の向上を実現するためには、医療従事者や市場ニーズを捉えた新商品を継続的に市場へと展開していくことが重要であります。そのため、日本の繊維メーカーを中心に、織物、編物や染色加工などの各メーカーと緊密に連携し、糸一本からの開発にこだわり抜き商品開発力の向上に努めてまいります。

② 収益性の改善

当社が取り扱う商品の一部は原価率が高く、また、より原価率の低い商品が競合他社から市場に供給されるリスクもあり、収益性の改善を重要な課題と位置付けております。為替の影響による仕入高の高騰を踏まえて販売価格の値上げを実施することやMNインターファッション株式会社との戦略的なパートナーシップによる生産・物流における原価低減施策の実施により、売上総利益の最大化を図ってまいります。

③ 海外展開の加速

世界各国の医療現場においても、白衣・スクラブは同一の形状のものが着用されており、一般的なアパレルと比較し、地域による嗜好性の違いも少ないユニフォーム特性を踏まえると、メディカルアパレルのグローバル展開余地は大きいと捉えています。そのため、越境ECでの展開に加え、現地の代理店開拓によりtoBの販路を獲得し、両販路の売上を拡大させていく「toC/toBmix」による展開モデルを推進することにより、グローバル展開を拡大していきます。

④ 在庫管理

当社が取り扱うスクラブ及び白衣は顧客がユニフォームとして購入する商品であることから、一般的なアパレル商品とは異なり、ファッショントレンドや市況の変化の影響を受けづらい商品となっております。また、当社は業務管理システム及び外部倉庫を活用した的確な顧客ニーズの把握や適正な在庫管理に努めております。

しかしながら、顧客ニーズの変化や商品投入タイミングの誤りなどにより販売数量予測に相違が生じ、長期の滞留在庫が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、販売計画と生産計画の連動を強化し

在庫消化を計画的に実施してまいります。

⑤ 優秀な人材の確保・教育

当社が取り扱う高品質な商品の開発、生産、効率的な営業およびブランド力の強化等については、これらを担う高度な人材が不可欠であり、人材採用や人材育成を重要な課題と位置付けております。人材採用においては経営ミッションへの共感性を重視した採用方針やリファラル採用の積極活用を行っております。また、多様な職種や人材を考慮した専門職向けの人事評価制度を新設するなど人材の育成を促進するための各種体制整備を進めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、法令遵守を重視した事業活動を行っておりますが、役職員による不祥事が発生した場合、レピュテーションが著しく低下する可能性があります。それにより、当社の経営成績および社会的信用に悪影響を与える可能性があるため、より一層の内部管理体制の強化を図る必要があると認識しております。今後も事業の拡大ペースに応じて人材の確保や育成を行い、管理体制を充実させていく方針であります。

⑦ 財務基盤の強化

当社は、2024年10月期及び2025年10月期において、営業利益・経常利益とともに黒字を計上しており、現状において財務健全性に係る特筆すべき課題は認識しておりません。しかしながら、季節性の売上変動により生じる収支ずれや売上規模の拡大に伴う一時的な運転資金が発生する可能性があるため、これらに備えた資金調達及び財務基盤の強化に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第14期 2022年10月期	第15期 2023年10月期	第16期 2024年10月期	第17期 2025年10月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	1,705,951	2,434,486	3,086,141	3,631,916
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△360,084	△175,035	54,589	138,632
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△336,116	△119,286	28,357	169,892
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△286.06	△101.52	24.13	129.24
総資産 (千円)	941,273	1,742,139	1,917,630	2,405,861
純資産 (千円)	59,079	541,092	569,449	1,413,804

(注) 当社は、2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。2022年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年10月31日現在)

事業	主要製品
メディカルアパレル事業	「医療現場に、感性を。」というミッションのもと、医療現場で働く医師や看護師などの医療従事者に対し、白衣・スクラブ（上下分かれた医療ウェア）・患者衣・周辺小物等のメディカルアパレル商品の企画、開発及び販売を行っております。

(8) 主要な営業所 (2025年10月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
店舗：Classico MARUNOUCHI	東京都千代田区
店舗：Classico OSAKA	大阪府大阪市北区
店舗：Classico NAGOYA	愛知県名古屋市中区
店舗：Classico YOKOHAMA	神奈川県横浜市西区

(9) 従業員の状況 (2025年10月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
84名(10名)	4名増(3名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年10月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社商工組合中央金庫	384,700 千円
株式会社横浜銀行	59,300
株式会社りそな銀行	18,366
株式会社みずほ銀行	12,000

2. 会社の株式に関する事項 (2025年10月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 6,993,560株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 1,748,390株

(3) 株主数 8名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
大和 新	680,500 株	38.92 %
株式会社エラン	582,765	33.33
MNインターファッション 株式会社	162,500	9.29
大豆生田 伸夫	145,250	8.31
狩野 高志	100,000	5.72
福島 信広	37,875	2.17
株式会社an butter	37,875	2.17
大西 秀亜	1,625	0.09

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年11月5日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年10月17日開催の取締役会において一般募集（ブックビルディング方式による募集）による普通株式280,000株の発行を決議し、2025年11月4日に払込が完了いたしました。また、当社は、2025年10月17日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による普通株式42,000株の発行を決議し、2025年12月3日に払込が完了いたしました。

これにより、本事業報告作成日現在の発行済株式の総数は、普通株式2,070,390株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末における状況

1. 2024年7月12日開催の取締役会決議による第3回新株予約権

①新株予約権の数

21,740個

②新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式108,700株

③新株予約権の払込金額

無償

④新株予約権の行使時の払込金額

1個当たり1,880円

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり940円

⑥新株予約権の行使期間

2026年7月13日から2034年7月12日まで

⑦新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

(i) 各新株予約権の一部行使はできない。

(ii) 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時までにおいて、当社における取締役又は従業員の地位に休職期間その他業務に従事しない期間を除き3年以上あったことを要する。ただし、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権行使が可能である。

(iii) 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。

(ア) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること

(イ) 当社の普通株式が、店頭売買有価証券、取扱有価証券又は当社が指定する私設取引システムその他の取引プラットフォームにおいて取引可能な株式に該当すること

(iv) 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。

⑧当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	個 数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	13,000個	2名

(注) 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」が調整されております。

2. 2025年3月27日開催の取締役会決議による第4回新株予約権

①新株予約権の数

5,840個

②新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式29,200株

③新株予約権の払込金額

無償

④新株予約権の行使時の払込金額

1個当たり3,076円

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり1,538円

⑥新株予約権の行使期間

2027年3月28日から2035年3月27日まで

⑦新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができます。

(i) 各新株予約権の一部行使はできない。

(ii) 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時までにおいて、休職期間その他業務に従事しない期間を除き、当社における取締役又は従業員の地位に3年以上あったことを要する。ただし、第3号に該当する場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権行使することができる。

(iii) 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすこととする。

(ア) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること

(イ) 当社の普通株式が、店頭売買有価証券、取扱有価証券又は当社が指定する私設取引システムその他の取引プラットフォームにおいて取引可能な株式に該当すること

(iv) 以下に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(ア) 本新株予約権の割当てを受けた者は、次に定める場合には、本新株予約権行使することができない。この場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。

1 本新株予約権の割当てを受けた者が禁固以上の刑に処せられたとき。

- 2 本新株予約権の割当てを受けた者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 3 本新株予約権の割当てを受けた者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなつたとき。
- 4 本新株予約権の割当てを受けた者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあつたとき。
- 5 本新株予約権の割当てを受けた者が、法令、本新株予約権に関して当社と締結した契約の規定又は当社の社内規程に違反した場合において、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権を行使させることが相当でないと認めたとき。
- 6 本新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社の子会社と競業関係にある会社の役職員に就任したとき(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)。
- 7 本新株予約権の割当てを受けた者の不正行為若しくは職務上の義務違反又は懈怠があつたこと等により、本新株予約権を行使させることが相当でない事由が生じたとき。

⑧当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	個 数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	2,400個	2名

(注) 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」が調整されております。

3. 2025年3月27日開催の取締役会決議による第5回新株予約権

①新株予約権の数

5,117個

②新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式25,585株

③新株予約権の払込金額

無償

④新株予約権の行使時の払込金額

1個当たり3,076円

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり1,538円

⑥新株予約権の行使期間

2027年3月28日から2035年3月27日まで

⑦新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

- (i)各新株予約権の一部行使はできない。
- (ii)権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。
 - (ア)当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること
 - (イ)当社の普通株式が、店頭売買有価証券、取扱有価証券又は当社が指定する私設取引システムその他の取引プラットフォームにおいて取引可能な株式に該当すること
- (iii)以下に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (ア) 本新株予約権の割当てを受けた者は、次に定める場合には、本新株予約権行使することができない。この場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。
 - 1 本新株予約権の割当てを受けた者が禁固以上の刑に処せられたとき。
 - 2 本新株予約権の割当てを受けた者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - 3 本新株予約権の割当てを受けた者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなつたとき。
 - 4 本新株予約権の割当てを受けた者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあつたとき。
 - 5 本新株予約権の割当てを受けた者が、法令、本新株予約権に関する当社と締結した契約の規定又は当社の社内規程に違反した場合において、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権行使させることが相当でないと認めたとき。
 - 6 本新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社の子会社と競業関係にある会社の役職員に就任したとき(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)。
 - 7 本新株予約権の割当てを受けた者の不正行為若しくは職務上の義務違反又は懈怠があつたこと等により、本新株予約権行使させることが相当でない事由が生じたとき。

⑧当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	個 数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	4,945個	1名

(注) 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権は(1)2.に記載の第4回新株予約権のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

当社従業員、当社子会社役員および従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員(当社役員を除く)	3,440個	29名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年10月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
大和新	代表取締役社長	CEO (最高経営責任者)
福島信広	取締役	COO (最高業務執行責任者)
相馬知明	取締役	CFO (最高財務責任者) 株式会社an butter代表取締役
大西秀亜	取締役	合同会社インテグリティ共同代表 株式会社アバージェンス代表取締役 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外取締役 株式会社ベーシック社外取締役 (監査等委員) 株式会社キューブ社外取締役 アズカルアセットマネージメント株式会社社外取締役
石塚明	取締役	株式会社エラン取締役 株式会社エランクルール代表取締役社長
山野智也子	常勤監査役	山野公認会計士事務所代表 株式会社ブリーチ社外監査役 コーポレート・コミュニケーションズ株式会社社外取締役
郡司昌恭	監査役	郡司公認会計士事務所代表 株式会社MAACパートナーズ代表取締役 あおい税理士法人代表社員 株式会社ウェッズ社外監査役
後藤類	監査役	後藤法律会計事務所代表

- (注) 1. 取締役 大西秀亜氏、石塚明氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 山野智也子氏、郡司昌恭氏、後藤類氏は社外監査役であります。
 3. 常勤監査役山野智也子氏及び監査役郡司昌恭氏は、公認会計士の資格を有しており、また財務及び会計の分野における業務に関する豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、常勤監査役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員および退任役員です。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役に対する報酬総額の限度額の範囲内において、各取締役の役割・責務及び当社への貢献度等を勘案した上で決定されています。

また、監査役の報酬等については、株主総会において決議された報酬総額の範囲内において、法令等に定める監査役の責務及び機能を十分に果たす上で必要な報酬額を勘案し、監査役会において協議の上決定しています。

なお、当社の報酬体系においては、現在は固定報酬のみであり、業績連動報酬制度は導入しておりません。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年1月30日開催の第16回定時株主総会において年額1億5,000万円以内（うち、社外取締役の報酬等の額は年額4,000万円以内）と決議されております。

監査役の金銭報酬の額は、2024年9月30日開催の臨時株主総会において年額2,500万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）であります。

当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長大和新が株主総会において決議された取締役に対する報酬総額の限度額の範囲内において、各取締役の役割・責務及び当社への貢献度等を勘案した上で決定しています。

これらの権限を委任した理由は当社の企業規模及び業績等を鑑みた上で、当社の全部門を統括する立場において最も公平かつ公正な判断が可能であり、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	43,604 (3,600)	43,604 (3,600)	—	—	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	—	—	3 (3)

- (注) 1. 当社の取締役および監査役の報酬等の種類は基本報酬のみであり、業績連動報酬及び非金銭報酬は採用しておりません。
 2. 当社の社外取締役のうち、石塚氏は株式会社エランの取締役を兼任しており、同氏の役員報酬として株式会社エランへ月額35万円の支払いを行っております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

- ・社外取締役の大西秀亜氏は、合同会社インテグリティの共同代表、株式会社アバージェンスの代表取締役、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の社外取締役、株式会社ベーシックの社外取締役（監査等委員）、株式会社キューブの社外取締役、アズカルアセットマネージメント株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役の石塚明氏は、株式会社エランの取締役、株式会社エランクルールの代表取締役社長を兼務しております。株式会社エランは当社の大株主であり、商品取引の関係があります。
- ・社外監査役の山野智也子氏は、山野公認会計士事務所の代表、株式会社ブリーチの社外監査役、コーポレートガバナンス株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役の郡司昌恭氏は、郡司公認会計士事務所の代表、株式会社MAACパートナーズの代表取締役、あおい税理士法人の代表社員、株式会社ウェッズの社外監査役を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役の後藤類氏は、後藤法律会計事務所の代表を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
大西秀亜	取締役	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、主に経営者として経営戦略その他の経営に関する豊富な経験、実績及び見識を有しております、業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な助言及び提言を行っております、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
石塚明	取締役	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、主に経営者として経営戦略その他の経営に関する豊富な経験、実績及び見識を有しております、業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な助言及び提言を行っております、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
山野智也子	常勤監査役	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会15回全てに出席し、公認会計士の資格を有しております、その経理財務分野における豊富な経験、実績及び見識により適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また、監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。
郡司昌恭	監査役	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会15回全てに出席し、公認会計士及び税理士の資格を有しております、その経理財務分野における豊富な経験、実績及び見識により適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また、監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。
後藤類	監査役	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会15回全てに出席し、弁護士及び税理士の資格を有しております、その法務分野における豊富な経験、実績及び見識により、適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また、監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	21,000	2,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は非監査業務として、新規上場に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務に対して対価を支払っております。
3. 当社監査役会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等について、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況、監査結果等と報酬等の算出根拠等が適切であるかを検証し、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるESネクスト有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

当社の会社法に基づく業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是以下のとおりあります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- (2) 役職員は、法令・定款・社内規程等の定めに従い、職務を執行する。
- (3) 取締役及び使用人が法令等に則った業務執行を行うため、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底を図る。
- (4) 不正行為等の早期発見と是正を目的に、「内部通報規程」に基づく内部通報制度を構築し、内部通報のための窓口を設置する。
- (5) 内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合しているかを確認する。また、内部監査担当者はその結果を代表取締役に報告する。
- (6) 監査役は「監査役監査基準」に基づき取締役の職務執行状況について監査を実施する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、職務の執行に係る情報が記録された重要な文書及び電磁的記録については、「文書管理規程」「情報システム管理規程」等に従い適切に保存・管理する。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直しを行う。
- (2) 取締役及び監査役は、いつでも保存された文書・情報を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を制定し、法令遵守及びリスク管理活動を推進する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、委員会においてコンプライアンスに関する事項の協議・法令等の遵守状況の情報共有及びリスクの洗い出し・評価・必要な対応策の策定等を行う。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に従い、迅速かつ適切に対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、迅速な意思決定を行う。
- (2) 週に1回、社長・業務執行取締役・執行役員が出席する経営会議を開催することで、経営状況の共有を行うとともに各組織の活動状況を把握する。
- (3) 「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「稟議規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。
- (4) 各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を配置し、所定の権限のもとで職務執行を行うとともに、業務執行状況を取締役会に報告する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用者を配置する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用者の職務に関しては、取締役等の指揮命令を受けない。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用者の人事異動、人事考課、懲戒処分等については、監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用者は監査役の指揮命令に従う旨を、取締役及び使用者に周知徹底する。

8. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、議事録や稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用者に説明を求めることができる。
- (2) 取締役及び使用者は、法定の事項に加え、経営上重要な事項について監査役に報告し、監査役と情報を共有する。
- (3) 取締役及び使用者は、法令・定款に違反する事実又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、遅滞なく監査役に報告する。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役へ報告を行った取締役及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用者に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求が行われたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の精算処理を行う。

11. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会やその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 監査役は内部監査担当者と定期的に会合を開き、お互いの監査情報を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- (3) 監査役は会計監査人と意見や情報の交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- (4) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意見交換を行う。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用及び評価を継続的に実施し、発生した不備に対して必要な是正措置を講じる。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断を行う旨を定め、全ての役職員への周知徹底を行う。
- (2) 反社会的勢力による不当要求等に関しては、警察や弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力による被害の防止を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であります。当社では、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会にて経営の基本方

針や重要な業務の執行決定を行うとともに、監査役会において、各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行う体制が、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するために有効と判断しております。

なお、各機関の内容は以下の通りです。

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 5 名（代表取締役社長 大和新、取締役COO 福島信広、取締役CFO 相馬知明、社外取締役 大西秀亜、社外取締役 石塚明）で構成されております。当事業年度において、当社は取締役会を20回開催しております。

代表取締役社長である大和新を議長とし、法令及び定款並びに社内規程に定められた事項の決議のほか、重要な業務執行の決定を行い、各取締役の相互牽制により各業務執行取締役の職務の監督を行っております。取締役会は原則として毎月 1 回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行える体制を取っております。また、取締役会には監査役 3 名（常勤監査役・社外監査役 山野智也子、社外監査役 郡司昌恭、社外監査役 後藤類）も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

2. 監査役会

当社の監査役会は、監査役 3 名（常勤監査役・社外監査役 山野智也子、社外監査役 郡司昌恭、社外監査役 後藤類）で構成されております。常勤監査役である山野智也子を議長とし、原則として毎月 1 回開催されており、必要に応じて臨時で開催しております。当事業年度において、当社は監査役会を15回開催しております。

監査役は取締役会への出席や各取締役との面談を通じて、また常勤監査役を中心に当社の日常的な事業活動を通じて、各取締役の職務執行の監督を行っております。さらに、常勤監査役は経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会への出席を通じて、監査役として意見を述べるほか、会計監査人及び内部監査室と連携しながら、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

3. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 大和新、取締役COO 福島信広、取締役CFO 相馬知明により構成されており、常勤監査役・社外監査役 山野智也子がオブザーバー参加しております。代表取締役社長である大和新を議長とし、原則として毎週 1 回開催しております。経営会議は、持続的な成長のための意思決定会議として、会社の経営と執行に関する重要な事項についての決議、審議、報告を行っております。

4. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長 大和新を委員長、取締役CFO 相馬知明を統括責任者とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、四半期に一度コンプライアンスに関する事項の協議や法令等の遵守状況の情報共有、リスクの洗い出し・評価・必要な対応策の策定等を行っております。委員会には委員長の指名する者（常勤取締役、執行役員、関連部署社員）が委員として参加するとともに、オブザーバーとして常勤監査役及び内部監査室長が参加しております。

5. 内部監査室

当社は、法令及び社内規程の遵守、効果的・効率的な業務の運営管理を目的として、代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、当社の全ての部門を監査対象とし、業務監査及び会計監査並びに代表取締役の特命により実施する特命監査を行うこととしております。業務監査は原則として年 1 回、全ての部門に対して実施しております。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人と連携して、効率的な内部監査の実施に努めております。

6. 会計監査人

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況や今後の事業計画を総合的に勘案しながら、配当を含めた利益還元策を決定していく方針であります。しかしながら現在当社は成長過程にあり、事業拡大のための投資を優先しているため、直近事業年度までの過去においては配当を実施しておりません。将来的には経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への配当を目指す方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。内部留保資金については、当社の成長と財務体質の強化のバランスを勘案しつつ、事業活動の原資として有効活用していく方針であります。なお、当社は剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議により毎年4月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,180,172	流動負債	724,438
現金及び預金	398,734	買掛金	277,532
売掛金	253,164	短期借入金	100,000
電子記録債権	483	1年内返済予定の長期借入金	106,748
商品	1,296,606	未払金	135,588
原材料	144,901	未払法人税等	29,361
前渡金	36,656	契約負債	45,738
前払費用	35,451	預り金	4,553
その他の	14,421	その他の	24,916
貸倒引当金	△246	固定負債	267,618
固定資産	225,688	長期借入金	267,618
有形固定資産	13,243	負債合計	992,056
建物	4,522	(純資産の部)	1,413,804
機械及び装置	369	株主資本	1,413,804
工具、器具及び備品	8,351	資本金	836,231
無形固定資産	5,673	資本剰余金	834,831
ソフトウエア	5,673	資本準備金	830,531
投資その他の資産	206,771	その他資本剰余金	4,300
出資金	65	利益剰余金	△257,258
長期前払費用	743	その他利益剰余金	△257,258
繰延税金資産	166,834	繰越利益剰余金	△257,258
その他の	39,128	純資産合計	1,413,804
資産合計	2,405,861	負債・純資産合計	2,405,861

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年11月1日から)
 (2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,631,916
売 上 原 価	1,723,120
売 上 総 利 益	1,908,796
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,743,814
當 業 利 益	164,981
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	431
受 取 手 数 料	50
ボ イ ン ト 収 入	2,339
為 替 差 益	2,838
そ の 他	180
	5,840
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	12,873
支 払 手 数 料	5,842
株 式 交 付 費	4,063
上 場 関 連 費 用	9,256
そ の 他	155
	32,189
經 常 利 益	138,632
税 引 前 当 期 純 利 益	138,632
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,466
法 人 税 等 調 整 額	△55,726
当 期 純 利 益	△31,259
	169,892

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)
 (2025年10月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	499,000	493,300	4,300	497,600	△427,150	△427,150	569,449	569,449	
当期変動額									
新株の発行	254,731	254,731	—	254,731	—	—	509,462	509,462	
転換社債型新株予約 権付社債の転換	82,500	82,500	—	82,500	—	—	165,000	165,000	
当期純利益					169,892	169,892	169,892	169,892	
当期変動額合計	337,231	337,231	—	337,231	169,892	169,892	844,354	844,354	
当期末残高	836,231	830,531	4,300	834,831	△257,258	△257,258	1,413,804	1,413,804	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 原材料

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にメディカルアパレル商品等の国内EC、店舗及び海外での販売、並びに国内法人への卸売による販売を行っております。これらの販売において、当社は顧客に当該商品等を引き渡す義務を負っており、顧客への当該商品等の引き渡しが完了した時点で当該商品等の支配が顧客に移転され、当社の履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、国内での販売において、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるまでの時間が通常の期間である場合には、当該商品等の出荷時点で収益を認識しております。顧客に返金すると見込んでいる対価は返金負債として計上しており、当該返金負債の計上にあたっては、過去の一定期間の販売実績に返品実績率を乗じて算出しております。また、当社は、顧客に対し商品等の購入に応じてポイントを付与するポイントプログラムを導入しており、商品等の販売に伴う付与ポイントを履行義務として識別し、将来のポイント失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債を算定しております。契約負債は、ポイントの使用時及び失効時に取り崩し、収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度計上額

(単位：千円)

繰延税金資産	166,834
--------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来の事業計画を基礎とした課税所得及びタックス・プランニングに基づき、将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の回収可能性を判断し、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の主要な仮定は、売上高の算定基礎である注文件数であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 28,796 千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	81,706千円
短期金銭債務	385

3. 当座貸越及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当事業年度においては取引銀行2行と当座貸越契約、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	450,000千円
借入実行残高	100,000
差引額	350,000

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,396,952 千円

販売費及び一般管理費 4,450

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,748,390株

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	114,953千円
敷金償却	5,858
返金負債	1,442
ソフトウエア	4,830
減損損失	7,775
契約負債	13,683
商品評価損	26,376
未払事業税	4,008
その他	925
繰延税金資産小計	179,853
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,390
評価性引当額小計	△12,390
繰延税金資産合計	167,462

繰延税金負債

返品資産	△628
繰延税金負債合計	△628
繰延税金資産の純額	166,834

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については流動性や安全性が高い金融機関に対する預金等により行っております。また、商品の仕入や販売を行うために必要な資金を、金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所及び運営店舗の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に必要な運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長5年後であります。このうち一部については金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については、社内規程等に従い、営業部門が取引先ごとの状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金については関係部署が取引先の財務状況等の把握を行っております。

②市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、主に固定金利で調達しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金 (※ 1)	35,608	34,603	△1,005
資産計	35,608	34,603	△1,005
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	374,366	373,622	△743
負債計	374,366	373,622	△743

(※ 1) 「敷金」については、回収が最終的に見込めないと認められる金額(貸借建物における原状回復費用見込額)の未償却残高を控除しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	65

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	34,603	—	34,603
資産計	—	34,603	—	34,603
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	373,622	—	373,622
負債計	—	373,622	—	373,622

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

建物の賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定期限を見積り、回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除した金額を国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	株式会社エラン	被所有 直接33.33%	商品の販売、役員の兼任	商品の販売	1,396,952	売掛金	81,706
主要株主(会社等)	MNインターファッション株式会社	—	商品の仕入	商品の仕入	530,922	—	—
				新株の発行	499,850	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。
2. 取引金額に消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
3. MNインターファッション株式会社は、2025年2月7日に当社の行った第三者割当増資を1株につき3,076円で引き受けたことにより、当社の主要株主に該当することとなりました。さらに、2025年7月15日開催の当社の取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月4日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき普通株式1株を交付したことにより、2025年8月4日付で当社の主要株主ではなくなりました。MNインターファッション株式会社との取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。MNインターファッション株式会社は期末時点では関連当事者に該当しないため、議決権等の被所有割合及び期末残高は記載しておりません。
4. 当社は、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記B種優先株式に関する株数及び1株当たり価格は株式分割後に換算して記載しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度(千円)
国内EC	1,038,785
国内店舗	365,918
国内法人	2,062,056
海外	165,155
顧客との契約から生じる収益	3,631,916
外部顧客への売上高	3,631,916

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高(千円)	期末残高(千円)
顧客との契約から生じた債権	379,149	253,648
契約負債	32,310	45,738

契約負債は、顧客からの前受金及び当社ポイントプログラムに基づき商品等の販売に伴い付与したポイントの将来使用見込みに相当するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、概ね当事業年度に収益として認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	808円63銭
1株当たり当期純利益	129円24銭

(注) 当社は、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

当社は、2025年11月5日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年10月17日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年11月4日に払込が完了いたしました。

- (1) 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 - (2) 発行する株式の種類及び数：普通株式 280,000株
 - (3) 発行価格：1,390円 (注) 1
 - (4) 引受価額：1,278.80円 (注) 2
 - (5) 資本組入額：1株につき 639.40円
 - (6) 発行価格の総額：389,200千円
 - (7) 引受金額の総額：358,064千円
 - (8) 資本組入額の総額：179,032千円
 - (9) 払込期日：2025年11月4日
 - (10) 資金の使途：海外事業展開に係る投資、ブランド価値向上を目的とした広告宣伝費、新商品開発、事業成長のための採用費及び人件費並びに借入金の返済に充当する予定です。
- (注) 1. 一般募集はこの価格にて行いました。
2. この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2025年10月17日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2025年12月3日に払込が完了いたしました。

- (1) 募集方法：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- (2) 発行する株式の種類及び数：普通株式 42,000株
- (3) 払込価格：1,037円
- (4) 割当価格：1,278.80円
- (5) 割当価格の総額：53,709千円
- (6) 資本組入額：1株につき 639.40円
- (7) 資本組入額の総額：26,854千円
- (8) 割当先：大和証券株式会社
- (9) 払込期日：2025年12月3日
- (10) 資金の使途：海外事業展開に係る投資、ブランド価値向上を目的とした広告宣伝費、新商品開発、事業成長のための採用費及び人件費並びに借入金の返済に充当する予定です。

独立監査人の監査報告書

2026年1月6日

クラシコ株式会社

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田代 学

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 梅津 一哲

印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クラシコ株式会社の2024年11月1日から2025年10月31までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月7日

クラシコ株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 山野 智也子 ㊞
監査役（社外監査役） 郡司 昌恭 ㊞
監査役（社外監査役） 後藤 類 ㊞

以上

参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおわ あらた 大和 新 (1980年11月28日生)	<p>2003年4月 株式会社学生情報センター 入社</p> <p>2003年5月 株式会社ナジック教育ソリューション 出向</p> <p>2005年3月 社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩（現 公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩） 出向</p> <p>2006年8月 ワークゲート株式会社入社 セールス部門責任者</p> <p>2008年3月 当社創業</p> <p>2008年12月 当社設立</p> <p>当社代表取締役社長CEO 就任（現任）</p>	680,500株
2	ふくしま のぶひろ 福島 信広 (1982年12月12日生)	<p>2001年11月 株式会社ファーストリティリング 入社</p> <p>2018年9月 株式会社ジーユー（台湾現地法人）COO 就任</p> <p>2023年1月 当社 入社</p> <p>2023年3月 当社執行役員 就任</p> <p>2024年1月 当社取締役COO 就任（現任）</p>	37,875株
3	そうま ともあき 相馬 知明 (1981年3月25日生)	<p>2004年4月 株式会社UFJ銀行（現 株式会社三井UFJ銀行） 入行</p> <p>2010年2月 Morgan Stanley 出向</p> <p>2017年8月 株式会社GameWith 入社</p> <p>2019年1月 執行役員CFO 就任</p> <p>株式会社an butter設立</p> <p>代表取締役 就任（現任）</p> <p>2019年9月 株式会社タビナカ（現 株式会社Fun Group） 入社</p> <p>2019年11月 同社取締役CFO 就任</p> <p>2023年5月 株式会社Rehab for JAPAN 入社</p> <p>2024年2月 執行役員CFO 就任</p> <p>当社 入社</p> <p>2024年9月 執行役員CFO 就任</p> <p>当社取締役CFO 就任（現任）</p>	37,875株

4	いしづか あきら 石塚 明 (1970年8月8日生)	2005年8月 2010年3月 2016年3月 2016年10月 2017年4月 2017年12月 2021年12月 2022年3月 2023年1月	メディカル・ケア・サービス株式会社取締役 就任 同社常務取締役 就任 三光ソフラン株式会社常務取締役 就任 株式会社リアルワールド（現 株式会社デジタルプラス）執行役員 就任 同社執行役員CFO 就任 同社取締役CFO 就任 当社取締役 就任（現任） 株式会社エラン取締役 就任（現任） 株式会社エランクルール代表取締役 社長 就任（現任）	-
5	おおにし ひでつぐ 大西 秀亜 (1964年3月7日生)	1986年4月 2002年2月 2009年5月 2011年6月 2012年1月 2016年3月 2018年4月 2021年4月 2022年5月 2023年2月 2024年1月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス（現 株式会社リンク・セオリー・ジャパン）取締役CFO 就任 株式会社ファーストリティリング執行役員CFO 就任 合同会社インテグリティ共同代表 就任（現任） 株式会社アバージェンス代表取締役 就任（現任） ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外取締役 就任（現任） 株式会社ベーシック社外取締役（監査等委員） 就任（現任） 株式会社キューブ社外取締役 就任（現任） アークランドサカモト株式会社（現 アークランズ株式会社）社外取締役（監査等委員） 就任 アズカルアセットマネージメント株式会社 社外取締役 就任（現任） 当社取締役 就任（現任）	1,625株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 石塚明氏は社外取締役候補者となっております。同氏は、当社と 2020 年3月3日付で資本業務提携を行った株式会社エラン（長野県松本市出川町 15-12）の取締役であり、同社の経営戦略その他の経営に関する豊富な経験、実績及び見識を有しております、業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な助言及び提言を行っていただくことで、企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化その他経営課題への対応に資するため、当社の社外取締役として適任であると判断し、再任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年1か月となります。

3. 大西秀亜氏は社外取締役候補者となっております。同氏は、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の社外取締役や株式会社キューブの社外取締役であり、同社の経営戦略その他の経営に関する豊富な経験、実績及び見識を有しております、業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な助言及び提言を行っていただくことで、企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化その他経営課題への対応に資するため、当社の社外取締役として適任であると判断し、再任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 当社は、大西秀亜氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。なお、当社は、独立役員に係る独自の独立性基準は定めておりませんが、同取引所が示す独立性基準も踏まえて、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者であると実質的に判断した者を独立役員として指定しております。

5. 当社は石塚明氏及び大西秀亜氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しています。両氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。

6. 相馬知明氏の所有持株数は、同氏の資産管理会社である株式会社an butterが所有する37,875株を含んでおります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当該契約の保険料は、当社が全額負担しております。各氏の選任が承認された場合は、各氏は引き続き当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2025年1月30日開催の第16回定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額40百万円以内）としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）として支給する報酬の総額は年額50百万円以内、新株予約権の総数は年207個（20,700株）以内といたします。なお、対象取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、当社は取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。第1号議案が原案通り承認可決された場合、対象取締役の員数は3名であり、具体的な付与対象者、支給時期及び配分については、各対象取締役の職責や当社への貢献度等を総合的に勘案し取締役会において決定することとしており、その内容は相当であるものと考えております。また、当社は、本議案が承認可決された場合には、取締役の個人別報酬等の決定に関する方針を本議案の内容に沿うよう変更する予定です。

報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、207個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、本新株予約権は職務執行の対価として当社の取締役又は従業員に付与されるものであり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ最直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。
- 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1に記載の資本金等増加限度額から1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使期間の開始日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- 1 当社の株式の譲渡（当社の総議決権の全てを本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日における当社の代表取締役以外の特定の者並びにその親会社及び子会社が保有する場合に限る。本号において同じ。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸收分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償（株式の譲渡に係る契約が承認された場合にあっては、公正な価格又は下記（10）の条件に準じた内容の新株予約権の交付）で取得することができる。
- 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（8）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸收分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

1 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

2 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- 3 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。
- 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（4）で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、第3項に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- 5 新株予約権を行使することができる期間
上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- 6 新株予約権の行使の条件
上記（8）に準じて決定する。
- 7 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(5)に準じて決定する。
- 8 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 9 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記（9）に準じて決定する。

(11) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本株主総会にて本議案をご承認いただけた場合、当社の従業員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定です。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 東京都港区赤坂九丁目 5 番12号 パークサイドシックス201
クラシコ株式会社
TEL. 03-6427-4767

アクセス東京メトロ千代田線「乃木坂」駅 3番出口から徒歩約6分